

由被定申云々仍今日有其定内府以下卿相參著仗座可號八條院之由各被定申藏人大進於仗座
仰以左衛門權佐爲親近江守實清大宮年預可爲判官代次盛親顯年預可爲主典代之由内府召大外記師
元宣下云々后宮院號以大爲別當以進爲判官代以屬爲主典代之由宣下今度之儀何樣可被仰
下哉之由先被問公卿判官代以下可被宣下公卿院司逐可被仰下之旨被定申云々仍如此略中今
日之次第頗迷可否歟予下宿所之間補判官代之由藏人告送又迷是非可參賀之由相公殿有返答
仍束帶平緒門部召具先參内院司事畏申旨付女房奏聞次參八條殿

〔女院小傳〕八條院暁子鳥羽第三女母長實卿女美福門院保延四四九爲内親王二年勅別當中納言伊
通略中久安二四十六准三后保元二五十九爲尼廿一金剛觀應保元十二十六乙卯院號依准母直有此
有沙汰建曆元六御事七十

皇后爲准母

〔續世繼男三〕保延五年にや侍けんつちのどのひつじのとし五月十八日世になくけうらなる玉
のをのこ宮衛近うまれさせ給ぬれば院のうちさらなり世中もうごくまでよろこびあへるさ
まいはんかたなし略中日にそへてめづらかなるちこの御かたちなるにつけてもいかでかす
かやかにみこのみやにもくらゐにもとおぼせどもきさきばらにみこだちあまたおはしませ
をさしこゆべきならねばおもほしめしわづらふほどに當代崇德の御子になし奉り給ふ事い
できてみな月の廿六日皇子内へいらせ給ふ御供に上達部殿上人えらびて常のみゆきにも心
ことなりみやこのうち車もさりあへずみるもの所もなき程になん侍りける内へいらせ給ふ
にてぐるまの宣旨など藏人仰せつゝすでに參らせ給て中宮崇德を御母にてまだ御子も
ませ給はねばめづらしくやしなひ申させたまふ后の御おやにては關白殿藤原おはしませ
ば皇子のおほちにてかたぐみかともきさきも御子おはしませたまぬに院鳥羽御心ゆかせ給
ていと心よき事いできていつしか八月十七日春宮にたせ給ふ